

ゲートボール場使用料の減免について

スポーツ活動を通じた健康づくりや、地域・仲間づくりを推進するため、平成26年4月1日から宍粟市在住で次の方は、申請いただくと施設使用料を無料にしています。

【対象者】

*65歳以上の方

*障がいのある方、施設の利用を介助される方

*中学生以下の方

【申請方法】

窓口で対象者とわかるものを提示し、使用申請手続きを行ってください。

(注意) 付帯設備等、対象にならない部分もありますので、下記連絡先までお問い合わせください。

楓香荘

☎0790-75-2355